

# The Feudal Estates of the Tosa Family in the Middle Ages

|       |                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2022-11-15<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 松尾, 芳樹, Matsuo, Yoshiki<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.15014/00000541">https://doi.org/10.15014/00000541</a>                                   |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 中世土佐家の所領

## 松尾 芳樹

土佐派は、中世に基盤を確立した大和絵の流派である。絵所預家として知られ、足利將軍の絵所もつとめた。しかし、こうした絵所の職がどのように家業を支えたのかという疑問については、不明な点が多い。東京国立博物館の「土佐文書」に含まれる荘園関係文書と、京都市立芸術大学芸術資料館の《大芋荘年貢米注進状等》から、彼らの家業を支えた丹波大芋荘、丹波国分寺荘、近江定光坊跡、紀伊小倉荘などの領地の記録を概観すると、その多くが、守護勢力の介入や名主百姓の抵抗を受け、支配が困難となる問題を抱えていた。所領の経営は絵師の大きな負担となり、経済基盤の弱体化は、土佐家に自立した経営を必要とさせた。

主要項目：土佐派 土佐文書 荘園 年貢 大芋荘 土佐広周 土佐光信 土佐光茂

---

### The Feudal Estates of the Tosa Family in the Middle Ages

By Matsuo Yoshiki

The Tosa School is a school of Japanese-style painting that established the base in the middle Ages. The Tosa family is known as the family line of the head of the official court atelier and the official painter for the Muromachi shogunate. However, we do not know well how they were managing the family by such business. Then, I surveyed their feudal estate, such as "Okumo-no-sho manor in Tanba Province", "Kokubunji-no-sho manor in Tanba Province", "Ogura-no-sho manor in Kii Province" and "Joko-bo-ato in Omi Province", with the documents related to Shoen (manor) within "Documents of The Tosa Family" owned by the Tokyo National Museum and the "Okumo-no-sho Chushin jo (the letter reporting about payment of nengu for the year)" owned by the Museum, Kyoto City University of Arts. Then, many feudal estates had problems which make rule difficult, such as invasion by Shugo or resistance of myoshu farmers. For the Tosa Family which is a painter, the management of the feudal estate became a big burden. As a result of the economic base of the official atelier becoming weak, the Tosa Family had to look for the method of independence as a painter.

Key Term : the Tosa School, Documents of The Tosa Family, shoen (manor), land tax, Okumo-sha manor, Tosa Hirokane, Tosa Mitsunobu, Tosa Mitsumochi

## 1. はじめに—《絵師草紙》の世紀

三の丸尚蔵館が収蔵する《絵師草紙》は、特異な作品として知られる。主題は制作者である絵師自身に関わる悲哀を、諧謔味と暴露性を以て風刺したものと考えられている。この絵巻の主人公である絵師については、名前が示されていないため、簡単に貧乏絵師と説明される。事実その貧困ぶりは画中に細かく描写されているのだが、画中に描かれた繪旨に三河権守の文字があり、この絵師が五位相当の下級貴族ということがわかる。絵師にして五位相当は絵所預に準じるものである。

この絵巻は先行する研究<sup>(1)</sup>によって、14世紀初頭の制作であることが推定されている。絵師が実在する特定の個人に結び付けられるかどうか明確ではないが、五味文彦は出来事を正中2年(1325)のことと考え、旧絵所預職にあった絵師を想定している<sup>(2)</sup>。

この時期、すでに律令体制は崩壊し、その後展開した荘園公領制においては、守護地頭の設置によって国司との二重支配が進行して、所領の経営は困難を増していた。詞書に「朝恩」とあれば、絵師は皇室からの恩領として領地を得たことがわかるが、一方でこの絵師は相伝私領をまったく持たないと語っているため、家の経済は恩領にたよるほかなかったことになる。詞書から、以前に伊賀国に別の恩領を得ていたことがわかるので、この伊予国の領地に交換されたと考えられるのだが、当然この伊賀の領地が全く実利を得るものでないことは、彼らの貧乏ぶりと繪旨を得て喜ぶさまから理解される。

しかし、絵師が伊予に遣わした使者の語るところにより、前任者が年貢を全て持ち去った後で現在何も残されていないこと、土豪が武力行使して管理不能であることがわかる。絵師は所領安堵を求めて、行事所に訴えているが、すでにその知行は皇室領ではなく社寺領となっていることを告げられ、代わりにもとの伊賀国の知行を戻すことを提案される。伊賀の所領の無益を知っている絵師は、遠いからなどの理由をつけて別の所領を望むが、生返事のまま沙汰止みとなってしまう。絵師の打った博打は空振りに終わり、絵師は所領を失うのである。一見迂闊な笑い話のように見えるが、この絵巻が制作されたと考えられる14世紀の公家領の実態を考えれば、現実味を帯びた内容といつてよい。

14世紀といえば、文和年間に土佐派の祖藤原行光が絵所預に任じられ、土佐家が成立する時期にあたる。この頃から土佐家は家職としての絵師を意識しはじめるのである。しかし、その一方で、《絵師草紙》のような境遇に置かれる絵所絵師が生まれる状況は、むしろ深刻化を見せ、恩領に依存する絵所職の成立基盤はすでに弱体化を見せている。中世の絵所を考察する場合、この時代に絵師を家業と定めた土佐家の経営について触れないわけにはいかない。本稿は、その手掛かりとして、土佐家所領を廻る状況を整理するものである。

## 2. 土佐家の所領

土佐行光にはじまる土佐家はいわゆる絵所預の家として知られる。絵所預といえば律令体制の中で宮中に設けられた画所の預職を源流とする。画所ではもともと五位蔵人を長官である別当にあてたが、やがて別当をおかず、預がその長を兼ねることになった。預職は五位相当が任じられたが、土佐家が成立した当初はまだ家職は安定しておらず、他家との交代を余儀なくさ

れた<sup>(3)</sup>。

先の《絵師草紙》が生まれた背景が物語るように、14世紀には公家領の交付に生じる混乱は決して珍しいものではない。そして、国衙領の荘園化が進む傍ら、守護地頭による侵略も横行したため、領地に関わる権利は複雑化し、所領の実効支配には困難が伴った。15世紀になると土佐家の絵所預世襲が始まるが、彼らの家職の経営環境は依然として相当脆弱なものであったと言わざるを得ないのである。

東京国立博物館の《土佐文書》<sup>(4)</sup>に、土佐家の所領に関する記録が多数残されていることは夙に知られている。同文書の三分の二は所領に関するものであり、中世絵所の経営を知る基本的な資料として、木村徳衛、吉田友之、宮島新一による土佐家領についての考察<sup>(5)</sup>の対象となっている。その荘園関係文書の中で最も点数が多いのは丹波国大芋荘関係文書であり、同国国分寺荘、和泉国上神谷に関する文書がこれに次ぐ。そして、近江国定光坊跡、紀伊国小倉荘、近江国名願田も、支配の実態は不明ながら、文書から土佐家に交付された時期のあることが確認される。これら《土佐文書》における荘園関係文書を内容に従って整理すると表1のようになる。以下各所領について略叙する。

#### 【丹波国大芋荘】

現在の兵庫県篠山市福井の櫛石窓神社<sup>(6)</sup>を中心とする一帯である。本来は櫛石窓神社の社領と考えられ、荘域は土佐家領の中では最も広い。大芋社と呼ばれる櫛石窓神社は、延喜式神明帳に見える明神大社として古くから崇敬され、早くに社領が成立している。下司職公文職を置いて荘園同様に扱われ、荘域は単に大芋社とのみ呼ばれる<sup>(7)</sup>。本家は櫛石窓神社とされるが、下司公文両職は、幕府より土佐家に対して交付されている。下司職あるいは公文職は本来在地の職であったが、この時代になるとその職に充てられた所領からの年貢が交付の対象となっていた。そのため、土佐家は代理を置いて現地の管理に当たらせることになり、実質的に土佐家は領家の役割を果たした。

延文5年(1360)年12月2日土佐行光から幕府に対し、久下帯刀丞・聖暁律師の押妨が訴えられ、幕府は土豪の中沢掃部太夫・荻野六郎左衛門尉らに退けるよう命じた(表1-1)。このとき聖暁は石龕寺軍陣の功により大芋荘が交付されたと主張している。観応2年(1351)の擾乱において、敗走する足利尊氏の備えとして足利義詮が石龕寺に陣を布いており、このときの協力に対する交付であるという。この訴訟において、大芋荘は社領のために聖暁という個人の所領とすることは認めがたいから、綸旨によりたびたび返付を求めている事実を述べている(表1-2)。この論理からすれば、これを行光個人に交付することも困難となるはずだから、絵所預である土佐行光に行われたと考えなければならない。大芋荘を絵所領と言うことがあるが、これが単に事実として絵所預に対し交付されたということ以上に、強く職と結びつくものであることが、この文書の記述により確認できる。行光の時代には公家の相伝私領は認められにくく、建前としては恩領という認識であるから、土佐家の世代交代に際しては、その都度所領の安堵を請う必要があった。行光は絵所預を解かれた晩年、櫛石窓神を京都の自宅に勧請したことが伝えられている<sup>(8)</sup>。

表1 『土佐文書解説』 荘園関係文書一覧

| 通番号    | 年号     | 西暦   | 日付     | 発給人                 | 受給人        | 種類  | 内容                                                                           | 収録頁 |
|--------|--------|------|--------|---------------------|------------|-----|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 丹波国大芋荘 |        |      |        |                     |            |     |                                                                              |     |
| 1      | 延文5年   | 1360 | 12月2日  | 細川清氏                | 中沢掃部大夫     | 奉書  | 行光の訴えにより、大芋荘下司公文職の久下・聖暎による押妨を停止のこと。                                          | 5   |
| 2      | 貞治2年   | 1363 | 1月28日  | (足利義詮花押)            | 仁木義尹       | 御教書 | 正平5年石叡寺合戦の功績により聖暎に与えた大芋荘は社領のため都合があり返付を命じたので、聖暎と久下らの押妨を停止し、大芋荘下司公文職を行光に交付のこと。 | 7   |
| 3      | 明德3年   | 1392 | 1月某日   | 細川頼元                |            | 禁制  | 丹波守護細川頼元、大芋荘境内での狼藉を禁止する。                                                     | 10  |
| 4      | 嘉吉3年   | 1443 | 6月9日   | 畠山持国                | 細川勝元       | 施行状 | 下知状に従い大芋荘を土佐光弘に交付のこと。                                                        | 12  |
| 5      | 嘉吉3年   | 1443 | 6月17日  | 細川頼元                | 内藤元貞       | 遵行状 | 施行状に従い大芋荘を光弘に交付のこと。                                                          | 13  |
| 6      | 文安2年   | 1445 | 8月4日   | 布施貞基・飯尾為秀・撰津常承      | 守護代        | 奉書  | 伊勢内宮の役夫工米は京済のため、丹波にて催促せぬこと。                                                  | 14  |
| 7      | 文安5年   | 1448 | 8月3日   | 斎藤玄良・飯尾為秀・撰津常承      | 守護代        | 奉書  | 伊勢外宮の役夫工米は京済のため、丹波にて催促せぬこと。                                                  | 15  |
| 8      | (文安5年) | 1448 | (8月3日) | 撰津常承                | 布施貞基       | 書状  | 伊勢外宮の役夫工米は京済のため、丹波にて催促せぬこと。                                                  | 16  |
| 9      | 文明元年   | 1469 | 11月28日 | 細川勝元                | 内藤元貞       | 施行状 | 御教書に従い絵所預となった光信に大芋荘を交付のこと。                                                   | 20  |
| 10     | 文明2年   | 1470 | 1月11日  | 内藤元貞                | 産田式部丞      | 遵行状 | 施行状のとおり、土佐光信の代人である産田式部丞に大芋荘を交付のこと。                                           | 21  |
| 11     | 文明16年  | 1484 | 12月29日 | 飯尾家兼                | 物部神六(上原元秀) | 奉書  | 大芋荘代官職は光信に返付のため、光信代に交付のこと。                                                   | 22  |
| 12     | 文明16年  | 1484 | 12月30日 | 諏訪貞通                | 土佐光信       | 書状  | 家兼より光信領交付の書状が届き次第持参する。                                                       | 23  |
| 13     | 文明17年  | 1485 | 2月11日  | 提元秀                 | 波多野孫右衛門尉   | 遵行状 | 奉書に従い、大芋荘代官職を光信代に交付のこと。                                                      | 24  |
| 14     | 文明17年  | 1485 | 閏3月1日  | 波多野清秀               | 石原五郎右衛門    | 遵行状 | 遵行状に従い、大芋荘代官職を、光信代に引き渡すこと。                                                   | 25  |
| 15     | 文明17年  | 1485 | 4月4日   | 諏訪貞通 清秀数            | 畑一族        | 奉書  | 光信の訴えにより、年貢を私し逃散した名主百姓は還住すること。背けば処分のこと。                                      | 26  |
| 16     | 文明17年  | 1485 | 4月4日   | 諏訪貞通 清秀数            | 野々垣一族      | 奉書  | 光信の訴えにより、年貢を私し逃散した名主百姓は還住すること。背けば処分のこと。                                      | 26  |
| 17     | 文明17年  | 1485 | 4月4日   | 諏訪貞通 清秀数            | 山内一族       | 奉書  | 光信の訴えにより、年貢を私し逃散した名主百姓は還住すること。背けば処分のこと。                                      | 27  |
| 18     | 文明17年  | 1485 | 4月4日   | 諏訪貞通 清秀数            | 中沢一族       | 奉書  | 光信の訴えにより、年貢を私し逃散した名主百姓は還住すること。背けば処分のこと。                                      | 28  |
| 19     | 文明17年  | 1485 | 4月28日  | 大芋名主百姓中             | 土佐光信       | 請文  | 光信が年貢16石を支給し、前年度滞納分の免除を条件に、以後年貢諸公事を延滞をしないことを、名主百姓連署の起請文をもって約す。               | 29  |
| 20     | 文明17年  | 1485 | 7月25日  | 大芋名主百姓中             |            | 申状  | 守護使不入のため光信は年貢16石を支給し、以後名主百姓は年貢諸公事を延滞をしないことを連署をもって約す。                         | 31  |
| 21     | 文明17年  | 1485 | 7月25日  | 大芋名主百姓中             | 御本所人々      | 申状  | 守護使不入のため光信は年貢16石を支給し、以後名主百姓は年貢諸公事を延滞をしないことを連署をもって約す。                         | 32  |
| 22     | 文龜元年   | 1501 | 9月2日   | 飯尾清房 松田頼亮 松田長秀 撰津元親 | 守護代        | 奉書  | 御即位段銭は京済のため、丹波にて催促せぬこと。                                                      | 48  |
| 23     | 永正3年   | 1506 | 8月6日   | 飯尾秀兼                | 当所名主沙汰人    | 奉書  | 大芋荘代官職を支配させていた宮林に不法があり罷免したが瑞阿弥と共謀して押領したので、これを退け、光信に領知のこと。                    | 49  |
| 24     | 永正3年   | 1506 | 10月28日 | 清貞昭                 | 土佐光信       | 奉書  | 瑞阿弥がなお大芋荘代官職を語り訴訟となるも、光信の勝訴により元通り守護不入地として知行のこと。                              | 50  |
| 25     | 永正4年   | 1507 | 4月12日  | 清貞昭                 | 名主百姓       | 奉書  | 光信知行の通達により、名主百姓は光信に年貢を納付のこと。                                                 | 51  |
| 26     | 永正5年   | 1508 | 9月3日   | 甘露寺伊長               | 土佐光信       | 繪旨  | 後柏原天皇繪旨。大芋荘下司公文職の妨害を退け光信に領知のこと。                                              | 53  |
| 27     | 不明     | ?    | 10月10日 | 之信                  | 土佐光信       | 折紙  | 大芋荘下司公文両職への香西・石田の押領は幕府で処分。石田の被官山上の狼藉は処罰のこと。これに荷担する名主百姓も同罪のこと。                | 59  |
| 28     | 大永3年   | 1523 | 12月3日  | 中沢秀綱                | 土佐光茂       | 奉書  | 大芋荘代官職を瑞阿弥下代の宮林が押領して、土佐に返付しないので、幕府が守護使不入の地として荒木に預け年貢諸公事を徴収すること。              | 65  |

|         |               |          |        |                      |         |     |                                                                             |    |
|---------|---------------|----------|--------|----------------------|---------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|----|
| 29      | 大永7年          | 1527     | 9月23日  | 周隙                   | 当所名主沙汰人 | 奉書  | 大芋莊光茂知行分について訴訟のため差し押さえている。年貢諸公事は上使に納付のこと。                                   | 68 |
| 30      | 享祿2年          | 1529     | 10月某日  | 井関秀次                 | 土佐光茂    | 請文  | 大芋莊本所分代官職、今年以後3年間は山上に預け、代官得分として年貢公事以下五分一を免除として、これまでどおり進納のこと。滞納すれば召し上げとなること。 | 70 |
| 31      | 天文4年          | 1535     | 8月11日  | 布施元通<br>松田盛秀         | 土佐光茂    | 奉書  | 波多野の大芋莊押領を退け、光茂に安堵のこと。                                                      | 74 |
| 32      | 天文4年          | 1535     | 8月11日  | 布施元通<br>松田盛秀         | 荒木新兵衛尉  | 奉書  | 波多野の大芋莊押領を退け、光茂に安堵のこと。早急に光茂に交付のこと。                                          | 73 |
| 33      | 天文4年          | 1535     | 8月11日  | 布施元通<br>松田盛秀         | 波多野備前守  | 奉書  | 大芋莊を光茂に安堵するので、早急に光茂代に所務を引き渡すこと。                                             | 75 |
| 34      | 天文5年          | 1536     | 10月10日 | 飯尾為清                 | 土佐光茂    | 奉書  | 大芋莊を光茂に交付するので間違いなく知行のこと。                                                    | 76 |
| 摂津国中村   |               |          |        |                      |         |     |                                                                             |    |
| 35      | 明徳元年          | 1390     | 5月21日  | 斯波義将                 | 細川頼元    | 奉書  | 豊島北条内中村の光重領について押妨を停止させ光重へ安堵のこと。                                             | 9  |
| 丹波国三ヶ北莊 |               |          |        |                      |         |     |                                                                             |    |
| 36      | 永享11年         | 1439     | 10月25日 | 公文大法師                | 別当法橋    | 下文  | 三ヶ北莊より土佐広周に五百疋の給付を命ず。                                                       | 10 |
| 近江国定光坊跡 |               |          |        |                      |         |     |                                                                             |    |
| 37      | 長祿3年          | 1459     | 11月9日  | 足利義政                 |         | 御教書 | 近江国金勝寺定光坊跡を料所として土佐広周に交付のこと。(古画備考)                                           | 35 |
| 38      | 長享元年          | 1487     | 9月16日  | 飯尾清房<br>松田長秀         | 土佐広周    | 奉書  | 守護の押領を退け、定光坊跡を御料所として、経増(広周)に交付のこと。                                          | 34 |
| 39      | 延徳3年          | 1491     | 8月22日  | 飯尾清房<br>飯尾元行         | 土佐光信    | 奉書  | 定光坊跡を光信に安堵のこと。                                                              | 37 |
| 40      | 延徳3年          | 1491     | 9月3日   | 飯尾清房<br>飯尾元行         | 安藤元家    | 奉書  | 定光坊跡を光信の代人に交付のこと。                                                           | 38 |
| 41      | 延徳3年          | 1491     | 11月3日  | 安富元家                 | 安藤修理亮   | 施行状 | 奉書に従い、定光坊跡を光信の代人に早急に交付のこと。                                                  | 39 |
| 42      | 延徳3年          | 1491     | 11月4日  | 盛能                   | 進藤八郎五郎  | 遵行状 | 施行状に従い、定光坊跡を光信の料所とし、年貢及び諸公事を光信に納付のこと。                                       | 40 |
| 43      | 延徳3年          | 1491     | 12月24日 | 飯尾清房<br>飯尾春貞         | 安藤元家    | 奉書  | 光信の訴えに定光坊跡の所領を争うものありとのこと、調査すること。                                            | 41 |
| 44      | 延徳3年          | 1491     | 12月29日 | 飯尾清房<br>飯尾元行         | 土佐光信    | 奉書  | 定光坊跡の訴訟について被告定光が答申しないため、光信が領知のこと。                                           | 41 |
| 丹波国国分寺莊 |               |          |        |                      |         |     |                                                                             |    |
| 45      | 応仁2年          | 1468     | 3月29日  | 足利義政                 |         | 御教書 | 国分寺莊地頭職を土佐広周(経増)に返付する。                                                      | 17 |
| 46      | (応仁 or 文明) 2年 | 1468or70 | 某月8日   | 飯尾為信<br>布施貞基         | 土佐広周    | 奉書  | 国分寺莊地頭職の陣夫以下諸課を免除のこと。                                                       | 17 |
| 47      | 文明9年          | 1477     | 4月2日   | 飯尾教秀 布施英基<br>飯尾為信    | 守護代     | 奉書  | 国分寺莊地頭職の御所修理料段銭は免除につき催促せぬこと。                                                | 21 |
| 48      | 延徳4年          | 1492     | 5月25日  | 雑賀高行<br>松田教秀         | 守護代     | 奉書  | 国分寺莊地頭職は証文が完備しながら無実であるため、再度光信代へ交付のこと。                                       | 42 |
| 49      | 延徳4年          | 1492     | 5月25日  | 雑賀高行<br>松田教秀         | 当所名主沙汰人 | 奉書  | 国分寺莊地頭職は光信に交付されているので、名主百姓は年貢諸公事を光信代に納付のこと。                                  | 43 |
| 50      | 明徳元年          | 1492     | 10月4日  | 松田教秀                 | 土佐光信    | 書状  | かつて広周が得ていた国分寺莊地頭職段銭免除の文書の写しを光信から求められたが、所在不明である。                             | 46 |
| 51      | 文亀3年          | 1503     | 12月23日 | 飯尾元行<br>飯尾為規         | 当所名主沙汰人 | 奉書  | 光信の訴えにより、代官泉原の国分寺莊地頭職押領を退け、名主らは年貢諸公事を光信代へ納付のこと。                             | 49 |
| 52      | 永正4年          | 1507     | 11月18日 | 清貞昭                  | 名主百姓    | 奉書  | 不法により罷免した代官泉原が述べる異議に根拠がないので、名主らは年貢諸公事を光信代へ納付のこと。                            | 52 |
| 53      | 永正5年          | 1508     | 12月28日 | 飯尾善三郎公則              | 当所名主沙汰人 | 奉書  | 国分寺莊地頭職は光信に交付されているので、名主百姓は年貢諸公事を光信代に納付のこと。                                  | 54 |
| 54      | 永正6年          | 1509     | 10月5日  | 斉藤基雄<br>諏訪長俊<br>飯尾貞運 | 土佐光信    | 奉書  | 国分寺莊地頭職について、仏師院勝が知行を主張しその証拠も確かである。光信の領地替えには候補地がないので、地頭職を折半のこと。              | 55 |
| 55      | 不明            | ?        | 11月5日  | 周適 三隆                | 赤沢弥太郎   | 折紙  | 光信が国分寺莊地頭職を月扇御料所とすべき旨申請しているため、年貢諸公事は保留して待つように名主百姓に通達のこと。                    | 60 |
| 56      | 永正8年          | 1511     | 9月29日  | 斉藤基雄<br>斎藤時基         | 細川澄元    | 奉書  | 光信の訴により、国分寺莊地頭職を押領する仁木を退け、光信に交付のこと。                                         | 57 |

|               |         |      |        |                  |           |     |                                                             |     |
|---------------|---------|------|--------|------------------|-----------|-----|-------------------------------------------------------------|-----|
| 57            | 永正8年    | 1511 | 9月29日  | 斎藤基雄<br>斎藤時基     | 当所名主沙汰人   | 奉書  | 国分寺莊地頭職半分は月扇料として光信に交付されているので、名主百姓は仁木の押領を退け、年貢諸公事を光信代に納付のこと。 | 58  |
| 58            | 永正11年   | 1514 | 8月4日   | 諏訪長俊<br>治部貞兼     | 内藤貞正      | 奉書  | 国分寺莊地頭職半分は月扇料として光信に交付されているので、仁木の押領を停止し、光信に交付のこと。            | 58  |
| 59            | 天文11年   | 1542 | 4月8日   | 布施元通<br>松田頼康     | 当所名主百姓    | 奉書  | 国分寺莊地頭職は押領が続くが光茂に交付されており、名主百姓は年貢諸公事を光茂に納付のこと。               | 78  |
| 60            | 不明      | ?    | 9月3日   | 土佐光茂             | 愛宕山下坊御局   | 寄進状 | 国分寺莊地頭職を代々証文とともに愛宕社に寄進。                                     | 106 |
| 61            | 不明      | ?    | 9月3日   | 幸海               | 土佐光茂      | 書状  | 光茂からの国分寺莊地頭職寄進を喜ぶ。寄進は光元の夢想による発願である。                         | 107 |
| 紀伊国小倉荘 近江国明願田 |         |      |        |                  |           |     |                                                             |     |
| 62            | 不明      | ?    | 不明     |                  |           | 讓状  | 紀伊国小倉荘地頭職半分、近江国明願田、山城国淀、水谷、金光寺、粟田口旧屋敷の讓状。                   | 61  |
| 63            | 延徳2年    | 1490 | 閏8月24日 | 雑賀高行<br>松田数秀     | 守護代       | 奉書  | 押領された小倉荘の光信領を早急に交付のこと。                                      | 36  |
| 64            | 延徳2年    | 1490 | 9月6日   | 長□               | 斎藤 伊知地    | 遵行状 | 奉書のとおり、小倉荘の光信領を交付のこと。異見あれば注進せよ。                             | 37  |
| 65            | 不明      | ?    | 11月24日 |                  | 土佐光茂      | 書状  | 明願田凶作、数年滞納分は他所より補う手はず。座主宛月扇献上遅滞はどうしたことか。                    | 71  |
| 近江国大興寺領       |         |      |        |                  |           |     |                                                             |     |
| 66            | 明応元年    | 1492 | 9月26日  | 飯尾清房<br>飯尾元行     | 土佐光信      | 奉書  | 大興寺領を光信の料所とすること。                                            | 44  |
| 和泉国上神谷        |         |      |        |                  |           |     |                                                             |     |
| 67            | 永禄11年   | 1568 | 10月28日 | 足利義昭             | 九条殿       | 御内書 | 光元に上神谷を交付したので、国人が異議のないよう領家九条家が斡旋のこと。                        | 81  |
| 68            | (永禄12年) | 1569 | 不明     | 土佐光元             | 長覚        | 書状  | 三好義継に占有されている上神谷について、織田信長からの安堵を受けるためには時間がかり、秋に間に合わない。        | 103 |
| 69            | (永禄12年) | 1569 | 3月16日  | 土佐光元             | 制心庵       | 書状  | 春季取納には間に合わせたい。上神谷領安堵に信長の朱印をもらうため、謝礼の準備が必要。                  | 85  |
| 70            | (永禄12年) | 1569 | 3月30日  | 土佐光茂             | 制心庵       | 書状  | 領地安堵朱印の件近日にめどたつ。                                            | 89  |
| 71            | (永禄12年) | 1569 | 3月30日  | 土佐光元             |           | 書状  | 謝礼の準備ができたので、信長の打ち渡し状を貰い近く帰郷する。                              | 94  |
| 72            | (永禄12年) | 1569 | 4月15日  | 土佐光元             | せい春       | 書状  | 上神谷に出立するので、同行者の手配を頼む。                                       | 96  |
| 73            | 永禄12年   | 1569 | 8月26日  | 松田頼隆<br>諏訪俊郷     | 当所名主百姓    | 奉書  | 上神谷について、光元死亡により年貢諸公事を保管して沙汰を待つこと。                           | 108 |
| 74            | (永禄12年) | 1569 | 9月17日  | 一色藤長<br>細川藤孝     | 柴田勝家      | 奉書  | 上神谷の件、信長が義継に交渉するが決定延引。光元忠死を配慮のこと。                           | 110 |
| 75            | (永禄12年) | 1569 | 9月17日  | 一色藤長             | 柴田勝家      | 奉書  | 上神谷の件及び光元遺児のこと、信長が義継に交渉するが決定延引。光元忠死を配慮のこと。                  | 112 |
| 76            | (永禄12年) | 1569 | 10月4日  | 柴田勝家             | 細川藤孝 一色藤長 | 書状  | 光元跡相続の事、話は承知したが、異見もあるので延引。光茂上洛の際説明する。                       | 113 |
| 77            | (永禄12年) | 1569 |        | 柴田勝家             | 今井宗久      | 書状  | 光元跡相続の事、異見もあるので相談が必要。                                       | 114 |
| 78            | (永禄12年) | 1569 | 10月13日 | 住基浄把 與三<br>左入 宗才 | 今井宗久      | 書状  | 光元跡相続について、決定を促すために、宗才浄把より宗久に依頼。                             | 115 |
| 79            | (永禄12年) | 1569 | 11月15日 | 土佐光茂             | 今井宗久      | 書状  | 菊千代の件尽力を謝し、上神谷の知行より年100石を宗久に進呈するので、斡旋を頼む。                   | 116 |
| 80            | (永禄12年) | 1569 | 11月21日 | 柴田勝家             | 土佐光茂      | 書状  | 菊千代相続の件は承知した。上洛の際に成就するよう取り計らう。                              | 117 |
| 81            | (永禄12年) | 1569 | 11月21日 | 柴田勝家             | 今井宗久      | 書状  | 光元息子の事は承知した。光茂上洛の際に信長に上申するつもり。                              | 118 |
| 82            | (永禄12年) | 1569 | 11月21日 | 柴田勝家             | 一色藤長      | 書状  | 上京の際に不在で失礼した。光元跡相続については努力する。                                | 119 |
| 山城国上鳥羽        |         |      |        |                  |           |     |                                                             |     |
| 83            | (天正10年) | 1582 | 9月13日  | 桑原貞也             | 上鳥羽百姓中    | 折紙  | 上鳥羽の土佐宗忠給所分について去年今年分を保管すること。                                | 123 |
| 84            | (天正10年) | 1582 | 不明     |                  |           | 書状  | 天正三年より十年まで上鳥羽の年貢受取分。                                        | 124 |

文書の記録に見る限り大芋荘の知行は行光にはじまり、他家の知行期間をはさんで、光弘、光信、光茂と続くが、年を経るに従いその支配には困難が増していった。まず大きな影響を与えたと思われるのは、15世紀後半に起きた応仁文明の乱である。丹波国は乱の当事者である細川京兆家が守護職に就いており、その渦中に置かれていた。幕府の権力の脆弱化は当然のように、同国内の荘園の在り方に影響した。大芋荘内の国人である大芋氏の台頭もこのころから顕著になっている<sup>(9)</sup>。

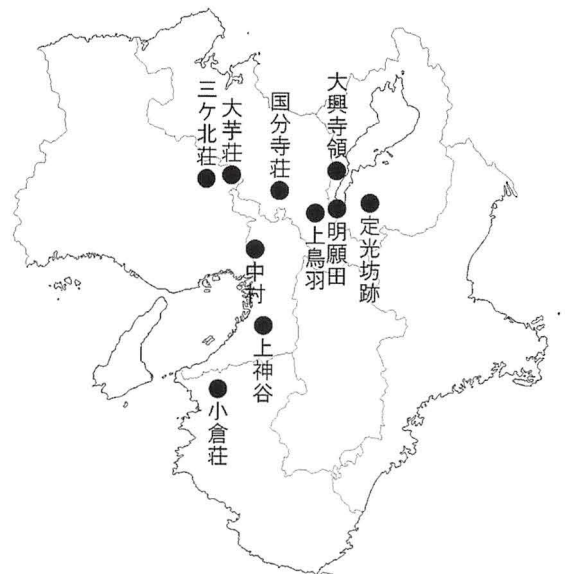


図 土佐家所領関連地

文明17年(1485)光信の時代には、名主百姓が逃散し年貢を未進した際に、幕府の力により周辺の土豪に命じて百姓を還住させる事件があった(表1-15~21)。これは名主百姓側の年貢闘争だが、結果として光信は前年の年貢滞納分を免除し、以後も守護使を不入とするために16石を毎年支出することを約束することとなった<sup>(10)</sup>。

守護勢力の押妨や、土豪を利用した在地名主の年貢闘争はその後も活発になったことが推測され、領家として土佐家は苦しい経営を強いられることになる。そして上原元秀が守護代に就く15世紀末になると、丹波国一揆の事態を招いて、さらに知行支配の環境は不安定さを増していった。

永正3年(1506)には光信に代わって現地を管理させていた宮林が、瑞阿弥と共に謀して代官職を押領したため、改めて光信に代官職を安堵する事件があった(表1-23・24)。この事件では光信の領知の正当性が認められながら、またも現地の名主百姓の不払いが続くなど(表1-25)、実効支配を失うことになる。困った光信は朝廷にも働きかけ、光信領知の正当性を認める論旨(表1-26)を受けるなど領地安堵の運動をせざるを得なかった。

大永5年と伝えられる光信の死<sup>(11)</sup>に前後して、光茂への所領安堵が行われたと考えられるが、この時期は押領も激しく、明確な文書は遺されていない。大永3年(1523)には瑞阿弥と宮林による押領の收拾を図るため、大芋荘を土佐家から幕府の管理下に改めて荒木大藏大夫に預けることになった(表1-28)。武力を持たない絵所の土佐家では收拾がつかない状況となったため、一旦幕府の管理下で処理することになったのである。こうして、土佐家は一時的に大芋荘の支配を失うことになるが(表1-29)、ようやく享禄2年(1529)に、波多野氏の家臣井関秀次が土佐光茂に対し3年の代官請をしていることから(表1-30)、これ以前に光茂の知行が回復していることが確認できる。

しかしそれをつかの間、天文4年(1535)にも土豪波多野秀忠の押領を訴えることになる。このとき知行の安堵を受けているが(表1-31~34)、その後の支配については不明である。



以後大芋荘に関わる文書は遺されておらず、光元への安堵は確認されない。度重なる安堵状の発行は、常態化する押妨の中で所領の回復そのものが困難になっていく状況を教えてくれる。光茂の時代、しばしば押領の対象となった大芋荘は経済的価値を大きく失い、宮中絵所預家を象徴する意味のみが遺された状態のまま、領知は形骸化していったことが推測される。

#### 【摂津国中村】

現在の大阪府池田市、豊中市、箕面市にまたがる地域に位置した豊島北条にあった。中村の場所は確定できないが、水無瀬御影堂領であったと考えられる<sup>(12)</sup>。明徳元年（1390）に土佐行光の子である光重が幕府にこの所領の土豪による押領を訴えているので（表1-35）、これ以前に光重に交付されていたものである。

絵所預であった行光の子光重が絵所預を務めたと考える根拠とされるのがこの所領の存在である。しかし、この知行が行光から譲られたものか不明であり、絵所領として交付された根拠もないため、光重の絵所預就任を直接示唆する記録はない。ただ、光重は父同様越前守に任じられているので何らかの職にあったことは推測できる。この時光重が交付された「半分」という所領が地頭職であったかは不明である。その後もこの所領に関わる記録はなく、後継者への安堵が行われた形跡もないため、理由は不明だが、早くに失われたと考えるほかない。

#### 【丹波国三ヶ北荘】

現在の兵庫県丹波篠山市寺内付近とされる。大売神社の氏子集落を中心とする地域と考えられており、12世紀に京都に法金剛院が開かれた際、同院に寄進された荘園のひとつである。そのため、法金剛院領として本家職は代々皇室に伝えられ、法金剛院の本山である仁和寺が領家となり管理した<sup>(13)</sup>。文書には、永享11年（1439）土佐広周への500疋の給付を命じたものが遺る（表1-36）。この給付が実態をなしたか、また継続性があるものかは不明だが、吉田友之はこれを同年に制作した後小松院七回忌本尊の制作に関連すると見ている<sup>(14)</sup>。光周の死後光信へ給付された記録は遺されておらず、土佐広周による特定の絵事御用に対する臨時給付と見るのが適切であろう。土佐広周が幕府のみならず宮廷絵所の一員としても活動していたことをうかがわせる。

#### 【近江国定光坊跡】

現在の滋賀県栗東市上砥山下戸山付近。定光坊は近江金勝寺の塔頭の一つと思われ、中世に金勝寺とともに衰退したと考えられる。《大芋荘年貢米注進状等》から、定光坊跡は近江国砥山荘に隣接あるいは包摂されていたと思われ、幕府領になっていたと考えられるが、場所は特定できない。砥山荘は近江に多い山門領の一つであり、鳥羽上皇の中宮美福門院が日吉社に新塔を建立した際仏灯供料所として寄進された記録がある<sup>(15)</sup>。

長禄3年（1459）に足利義政から幕府絵所の料所として土佐広周に交付された（表1-37）。その後守護の介入があったらしいが、長享元年（1487）にこれを排除したうえで、再び幕府より安堵された（表1-38）。これは、同年足利義尚が南近江守護六角高頼の征伐に出征した鈎の

陣を受けての沙汰と考えられる。応仁の乱後の混乱の中で定光坊跡が守護六角高頼によって押領されていたことを示すものである。延徳3年（1491）には広周の死去を受けて、光信に安堵された（表1-39～42）。このとき所領を争う定光という者があったが証拠を示さないので、光信への安堵が定まったという（表1-43・44）。以後この所領に関する記録は遺されていない。

《大芋荘年貢米注進状等》には、寛正3年（1462）の定光坊跡の年貢の記録が残され、総石高10石5斗2升との記録から、定光坊跡の規模を知ることができる。記録には欠失が多く、これが得分のすべてであるか明確にしがたい。幕府絵所の所領として交付されたと見られるため、宮廷絵所光信に土佐家の所領が集中したことになる。

### 【丹波国国分寺荘】

現在の京都府亀岡市の国分寺周辺と考えられる。荘域は明確ではないが、現在の亀岡市千歳町国分（旧国分村）に重なるものと推測されており、さほどの広さはない。本来は丹波国分寺の寺領であった可能性があるが、それを確認する資料はない。鎌倉時代には山門領であったと考えられている<sup>(16)</sup>。暦応2年（1339）7月6日に足利直義が仏師法印院吉に等持院本尊造立料所として交付している。前任者は塩屋兵衛といった。これがこの荘園の早い記録<sup>(17)</sup>である。次いで明德4年（1393）6月29日に足利義満が等持寺大仏師院譽にこの地頭職を安堵している。14世紀では主に院派仏師の所領となっていたことがわかる。その後経緯が不明になるが、応仁2年（1468）3月29日に土佐広周が足利尊氏から地頭職を返付されているので（表1-45）、それ以前に土佐広周に交付されたこととその押領の存在がわかる。広周の時代に地頭職は陣夫以下諸公事が免除されている（表1-46）。

先の大芋荘の例と同じく国分寺荘も世代交代すれば安堵を受ける必要があり、延徳4年（1492）光信に地頭職が交付されたことが通達されている（表1-48・49）。ところが、文亀3年（1503）に代官の泉原三郎五郎の押領を受け、光信が訴えたところ（表1-51）、なかなか解決しないうちに、永正6年（1509）仏師院勝が地頭職の知行を主張するに至る。ついに10月5日幕府の裁定により、仏師院勝と土佐光信の間で地頭職は中分されることになった（表1-54）。この時代になると所領の二重交付などは決して珍しくなく、幕府の権威の失墜につながっていた。過去の文書に遡れば仕方のない処置だが、この時代の所領交付の信頼性の低さを物語る。

その上、大芋荘の項に述べたとおり、丹波地方では15世紀の後半になると荘園の支配そのものが困難さを増した。永正8年（1511）には仁木太郎によって押領され（表1-56・57）、その後も名主百姓に年貢を光信に納めることを通達するのをみれば（表1-58）、幕府の裁定にも関わらず押領は継続していたものと思われる。その後しばらく文書を欠き、ようやく天文11年（1542）地頭職が光茂に安堵されていることを通達する文書（表1-59）が見られるが、知行が無事回復したかどうかは不明である。

国分寺荘の場合は、広周、光信、光茂と継承されたことが確認できるが、光信の時代に地頭職が中分された後も、年貢の未納がくりかえされたらしく、ついに光信は、地頭職を月扇の料所にしようとした（表1-55）。これは、管理負担の軽減と、確実な収入を考えたものであろう。荘域を考えると当初の地頭職の得分そのものも多くを期待できないものであったと思われる

が、地頭職半分となりさらにその価値が減衰したのであろう。それほど光信の時代に国分寺荘の意義は失われていたと考えなければならない。

やがて光茂は子の光元の夢を契機として、この国分寺地頭職を京都愛宕神社に寄進しようとする(表1-60・61)。寄進にあたっては権利の証文を添えているが、その大半はそのまま土佐家に伝えられている。土佐家が地頭職を寄進する手続きや、寄進の成立については不明である。国分寺荘内には、元愛宕神社とされる愛宕神社があるため、京都の愛宕神社とは元来深いつながりがある。土佐文書では、寄進に信仰上の契機をうかがわせているが、土佐家側に所領の安定を期待した可能性もある。

#### 【紀伊國小倉荘・近江国明願田・山城国淀、水谷、金光寺】

延徳2年(1490)以前に土佐光信に譲渡された所領(表1-62)。譲渡物件の中に粟田口の屋敷跡が含まれているため、木村徳衛は絵師である粟田口家からの譲与の可能性を指摘しているが、粟田口家の末裔は16世紀にも京都で活動しており<sup>(18)</sup>、不明な点が残る。紀伊國小倉荘は現在の和歌山県和歌山市小倉周辺にあった吉野金峰山領である<sup>(19)</sup>。小倉荘では地頭職半分が交付されているので、早くに中分されていた。延徳2年(1490)には押領された光信領の交付を促す奉書(表1-63・64)があるので領知の事実は確認できるが、その後の展開は記録がない。近江国明願田は現在の滋賀県大津市松本付近にあったと考えられる。明願田については、年紀不詳ながら座主某への月扇の催促をする書状(表1-65)があるので、月扇のための料所であったかもしれない。この書状には過去数年分の滞納の記述があるので、譲渡の事実は確認できる。山城国にあった淀及び水谷については場所を特定することができない。金光寺とあるのは当時金光寺領であった西岡赤目荘(現京都府向日市)をさすのかもしれない。金光寺は七条堀川にあった時宗本山である。

いずれの知行もその後は記録がみえず、光茂への安堵を確認する資料もないところから、実態がどのようなものであったかは不明である。吉田友之はこの知行を光信による《十王図》の制作などに関わる後土御門天皇からの給与と考えている<sup>(20)</sup>。これに従えば、宮廷絵所としての制作にかかわる給与であった可能性はあるが、交付が地頭職半分であるため、何らかの経緯があって幕府側の判断が加わったと考えるべきである。

#### 【近江国大興寺領】

明応元年(1492)に幕府より土佐光信に預けられた料所(表1-66)。場所は滋賀郡内に散在していたとされるので、琵琶湖西南岸にあたる現在の滋賀県大津市域に散在したと考えられるが特定できない。大興寺については不明。15世紀後半に近衛政家(1444-1505)の所領となっていた現在の甲賀市信楽町小川にある大光寺が、当時大興寺と称したので、関わりがあるかもしれない<sup>(21)</sup>。延徳3年(1491)に光信は宗祇庵の人麿像を制作し、宗祇がそれを近衛政家に贈っていること<sup>(22)</sup>と結びつけるなら、これは近衛家に関わる所領からの給与であった可能性がある。ただし、幕府から交付された事実があるのみで、近衛家との関わりを示す記録はない。その後この領所の記録はなく、光茂への安堵を示す記録も遺されていないので、実態は不明で

ある。

### 【和泉国上神谷】

現在の大阪府堺市南区上神谷付近。永禄11年（1568）10月28日に足利義昭から土佐光元に交付される（表1-67）。足利幕府の将軍になった直後の義昭が織田信長を和泉守護に任じた論功行賞の一部と考えられる<sup>(23)</sup>。上神谷は『和名抄』にも上神郷として見える古い国衙領を継承し、平安時代末期には荘園化した。領家は九条家である<sup>(24)</sup>。

同領が光元に交付されたとき、上神谷は三好義継に占領されており、諸工作によりようやく信長の打渡状を得て、ようやく翌年の春頃から光元の支配となったようである（表1-68～72）。しかしながら光元はこの年8月に死亡するため、ただちに年貢諸公事が差し押さえられてしまい（表1-73）、光元が実際に知行した期間は4ヶ月程度であった。その後光茂より光元の遺児への相続を信長に願い出るが、信長と三好義継の交渉がまとまらず、柴田勝家にとりなしを依頼している（表1-74～82）。光茂は自らが勝家に訴えるほか、堺衆である今井宗久にも働きかけて勝家に主張を伝えている。この訴えがどのような結末となったか定かではないが、所領安堵を確認できる記録はない。興味深いのは、光茂が今井宗久に対して送った書状（表1-79）の内容で、事が首尾良く運んだ場合、宗久に上神谷の年貢より年100石を譲ると書いていることである。土佐家の経営規模からすれば、仲介の礼としてあまりに大きく、状況を考えて望み通りの相続とならない予感が光茂自身にあった可能性がある。光茂の混乱ぶりともとれるが、遺児らの後見を頼む意図があったかもしれない。後述する山城国上鳥羽からの絵所料が当知行の代替となったのであろう。

### 【山城国上鳥羽】

現在の京都府京都市南区上鳥羽付近。地域としては山城国鳥羽上荘にあたりと考えられる<sup>(25)</sup>。これは、特に知行をさすものではなく、同荘内から納められる年貢の中から絵所料として織田信長から給付された（表1-83・84）。天正3年から10年まで、8年間で7石6斗の配当が確認できる。ただし最後の2年分は差し押さえられている。給付の対象となった土佐宗忠については不明である。木村徳衛が推測するとおり、光元の遺児の一人と考えるのが合理的である。上神谷の相続が不首尾となった代わりに、遺児に給付されたと考えるのが妥当であろう。従って絵所と呼んではいるが、これは土佐家のことを指しているにすぎず、絵事御用を前提とする料所とは考えにくい。奉書の発給者桑原貞也の京都奉行在職期間からすると天正10年（1582）の文書と考えられるが、この年6月に信長が本能寺において落命しているため、去年と今年の配当が差し押さえられたのであろう。信長亡きあと絵所料の安堵は困難であったと思われる。

## 3. 《大芋荘年貢米注進状》

京都市立芸術大学芸術資料館が所蔵する《土佐派絵画資料》に含まれる《大芋荘年貢米注進状等》は、土佐家の荘園管理に関する記録を卷子に綴った資料で、すでに宮島新一により翻刻されている<sup>(26)</sup>。本来東京国立博物館の《土佐文書》と共に土佐家に伝えられていたと考えられ

るが、近代に入り《土佐文書》が土佐家から流出した際に家中に取り残されたものである。内容は以下の7つの資料を継いで一卷に仕立てている。

- A 大芋荘年貢米事注進状等写（土佐光信花押）
- B 大芋荘年貢請取状（土佐光茂宛）（大永5年/1525）
- C 砥山荘定光坊跡年貢請取状（寛正3年/1462）
- D 質疑書付
- E 隠島注進状（国分寺荘）
- F 大芋荘年貢米事注進状（嘉吉3年/1443）
- G 大芋荘年貢米事注進状（応永19年/1412）

概ね大芋荘についての内容だが、定光坊跡、国分寺荘に関わる文書が含まれている。大芋荘に関する文書では4件に年紀がある。最も古いのが（G）の応永19年のもので、土佐行光の時代にあたる。文書は全文が遺されている。ついで（F）嘉吉3年のもので土佐光広の時代である。これもほぼ全文が遺されている。そして最後が（B）の大永5年のものでこれはちょうど光信から光茂への移行期にあたる。この文書は前半部分が欠失している。（A）は（G）の文書「大芋社国衙不輸名々年貢米事注進状」の抄出から始まる文書の写しで、原型は6丁を綴じた冊子の状態であったと考えられる。内容は、大芋荘に関する文書のみで、応永期に在地の有力名主であった高牛重高からの報告を抄出し、年貢のみならず諸公事の内容が記録されている。末尾に土佐光信の花押があり、光信が荘園管理の備忘のため古記録をとりまとめたものと思われる。土佐家の大芋荘知行の出発点が（G）の文書であることがわかる。

（C）は定光坊跡に関わる文書である。巻尾を欠くほか、残存部も上端を大きく欠失しており、内容は不明な部分が多いが、年貢の石高は読み取ることができる。《土佐文書》に見える定光坊跡が砥山荘にあったことを示す文書である。

（D）（E）はもともと張り付いていたらしく、両者に剥離の痕跡が残る。裏打紙の端書から元禄12年（1699）に修復されたことがわかるので、この文書は近世に発見されたと思われる。土佐光起の子光成によるものであろう。（D）も（E）も欠損部分が甚だしく、内容を明確に把握し難いが、（D）は公事に関する問い合わせ、（E）は隠島についての調査報告であり、墨書を見る限り（D）と（E）に関連は見いだしにくい。張り付いて発見されたため、継いで裏打ちされたと考えるほかない。（E）には、国分寺をはじめとする多数の地名が見える。土佐家の所領で国分寺の地名を含むのは国分寺荘のみであり、その他にもエシマリ（江島里）、河ら尻（河原尻）、はた（畑）、ツボイ（坪井）、すなこはら（砂河原）、蔵垣内など、現在も亀岡市の国分寺周辺に残る地名が記されているため、丹波国分寺荘に関するものと考えられる。文書は欠失部分が多く、不明な点が多いが、「帳面」と呼ばれる簿冊の隠島の記載に対する回答を取りまとめたものと思われる。現存部分が記録する範囲は、国分寺荘に隣接する出雲社<sup>(27)</sup>の地名を含んでいるが、該当する場所が不明の地名も多く、文書に見える「当知行」をそのまま国分寺荘と読み替えることができるのか不明である。

土佐家の所領として最も重要だったのが、大芋荘であることは、これらの資料から容易に理解される。しかし、表2に示したとおり大芋荘からの年貢米は最も古い応永19年を頂点とし

表2 大芋社注進状等にみる年貢米等

|       |      | 内容      | 国衙分            | 不輸分            | 小計              |
|-------|------|---------|----------------|----------------|-----------------|
| 応永19年 | 1412 | 米       | 80. 2. 1. 1. 0 | 33. 2. 0. 8. 7 | 113. 4. 1. 9. 7 |
|       |      | 社寺寄進分   | 4. 7. 2. 0. 0  | 0. 6. 7. 0. 0  | 5. 3. 9. 0. 0   |
| 嘉吉3年  | 1443 | 米       | 47. 5. 7. 2. 0 | 35. 3. 0. 7. 1 | 82. 8. 7. 9. 1  |
|       |      | 米(一色田分) | 12. 0. 0. 0. 0 |                | 12. 0. 0. 0. 0  |
|       |      | 社殿修理分   | 1. 1. 1. 7. 2  |                | 1. 1. 1. 7. 2   |
|       |      | 麦       | 1. 6. 4. 9. 0  | 1. 7. 0. 1. 0  | 3. 3. 5. 0. 0   |
|       |      | 庭草御免    | 0. 1. 4. 0. 0  | 0. 3. 7. 0. 0  | 0. 5. 1. 0. 0   |
| 大永5年  | 1525 | 米       |                |                | 46. 6. 6. 6. 0  |
|       |      | 上納      |                |                | 26. 6. 0. 0. 0  |
|       |      | 春引替分    |                |                | 7. 5. 8. 0. 0   |
|       |      | 利息      |                |                | 3. 7. 9. 0. 0   |
|       |      | 秋京進分    |                |                | 11. 8. 3. 9. 0  |
|       |      | 次年度立用分  |                |                | 1. 6. 9. 0. 0   |

※ 単位は石・斗・升・合・夕。

※ 網掛けは減算分

て時代が下がるに従い低下している。この時の大芋荘の田畑の総面積や総収穫量は不明である。応永19年の注進状では、国衙への年貢分が80石2斗1升1合(うち4石7斗2升は社頭寄進分)、不輸分として33石2斗8合7夕(うち6斗7升は塔米寄進分)となっている。土佐家の得点を明確にする記録はないが、不輸田の存在や注進状の国衙分に自名または下司分と注記された名があるので、給田によるものであったと考えられる。

したがって、不輸分の京進米32石あまりと、国衙分における自名または下司分と注記された七名の合計47石あまりが土佐家の得点を量る基準と考えるならば、ここから諸費用をさしひいたとしても、それなりの収入が確保されていたと見てよい。30年後の嘉吉3年においては、川成など土地の状態に起因する減免などにより、国衙分が若干少なくなっているものの、不輸田は存続しており、全体として見れば、まだ収入規模に大きな問題を抱えているとは思われない。土佐家の所領に関わる問題は続く15世紀後半の広周、光信の時代に発生したことがうかがえる。模式的に捉えるなら応仁文明の乱以後の問題と考えてよい。

瑞阿弥ら守護勢力の介入に蚕食された直後の大永5年の注進状を見れば、年貢総高は46石6斗6升6合に減少し、しかもそのうち26石6斗は守護方に配分されて20石6升6合しか残らない有様である。この時期になると、不輸田は解体されており、土佐家に進上される年貢は激減している。春に年貢の立て替えを受け、秋に精算をしているが、実に得点の2割弱にあたる3石7斗9升は利息に消え、さらに4石5斗7升5合は駄賃に消えて、結果として1石4斗4升9合の請取超過すなわち負債となるのである。こうした負債は前年にも発生しており、度重なる押妨を受ける大芋荘において、もはや借り入れなしに、経営が成り立たない状況となっていることがわかる。この事例は押妨の整理過程であるため特殊な事情はあるが、光茂はここから荘園経営を始めなければならなかった事実がある。どこまで大芋荘の経営が改善したかは不

明だが、その後在地の勢力による代官請を選択するところを見れば、土佐家にとって、莊園経営は大きな負担となっていたと考えられる。

このように大芋莊関係文書を見る限り、15世紀後半になると、土佐家所領の中核たる大芋莊においてすら、安定的経営を継続することが困難となっている。宮中絵所であり、幕府絵所も務めた土佐家の印象は、揺るぎない権威のように見られがちであるが、実態は経営基盤を急激に弱体化させていることに注目すべきであろう。15-16世紀の土佐家は、権威に見合うだけの経済力を失い、家業を維持するための新たな経営戦略を見いださざるを得ない状況にあったのである。

#### 4. おわりに一土佐家所領の特徴

中世土佐家の所領を考えると、初期のあり方としては絵所という職に対して行われた恩領と見て問題ない。その交付には、寺社領もしくは寺社領由来の皇室領幕府領が充てられたと思われる。下司職公文職あるいは地頭職という明確な職や料所として交付を受けることが基本だが、交付の対象が定かでないものもある。

所領の来歴や職の内容、継承の状況から考えて、宮廷絵所領と見られるものは大芋莊のみであり、幕府からの絵所領とみてよいのは定光坊跡、国分寺莊であろう。他は、宮廷絵所の制作にかかる交付と考えられる三ヶ北莊に見る一時的な給与のほか、小倉莊、大興寺領のような、相伝の対象とならなかった領地の交付もある。土佐家が宮廷絵所として行った特定の制作の報償として所領の交付を得た例は確認できないため、小倉莊、大興寺領がそうした事例にあたるのかは不明である。この交付が宮廷、幕府何れの側の意思によるものか判断し難く、特殊な事情を推測せざるをえない。

土佐家は家業安定のため、宮廷絵所と幕府絵所を分担して従事したかのように考えられることがあるが<sup>(28)</sup>、土佐家が絵所預を世襲しはじめた15世紀では皇室の持つ権限の多くは幕府によって掌握されていたため、土佐家への知行交付は幕府から行うことが通例となっている。土佐家側が両絵所領を区別することについて、明確な意図を読み取ることはできない。家業拡大に対応した分業という以外に意味があるとは考えにくい。実益の有無に関わらず、大芋莊は宮廷絵所預家としての地位を象徴する所領となっていた。宮廷絵所は歴史的存在として権威の象徴と認識されていたと考えられるが、経済活動としての家業を考えた場合、知行交付を幕府から受けざるを得ない以上、幕府との関係はきわめて重要であり、土佐家が権威と実益の均衡を図るのは当然であった。

他の土佐家領にしても、中世末期には所領としての意味を失っていた。光茂の遺児の行く末を託された土佐光吉には、これら所領に関わる文書も知行権の証として移譲されたが<sup>(29)</sup>、実際のところ、莊園が解体され政治経済が大きな変貌を遂げる中、この文書群に経営上の意味は失われていた。光吉以後、遺された文書群は、歴史上存在した絵所預家を象徴する機能しか果たさなくなっていたのである。

諸文書の記録は、所領押妨や年貢未進が発生する現実を伝えて、絵師たる土佐家が翻弄される様子と、その所領が次第に解体してゆく過程を物語る。光信、光茂が画業の一方で、家業維

持のため所領経営の大変な苦勞を重ねたことが理解される。

14世紀から16世紀に至る絵所預家の家業経営を見れば、古代から続いてきた官営工房の歴史がこの時代に大きく転換していることがわかる。画家達は、家職に奉じるのみでは一家を経営することができなくなり、技術を以て自立の道を選ばざる得なくなるのである。

光元の出陣にしても、自立の道の選択肢のひとつと見れば理解しやすい。所領安堵の困難に打開策が見えない中で、光元は絵師の技術ではなく、才能を評価された軍功に家運を託そうとしたのである。ともすれば、光茂の後継者たるべき嫡男が、軍功に立身を望む姿は軽率な愚行のように見られがちであるが、光元はすでに家業の切迫した危機を理解していたと考えるべきだろう。光元が得た和泉国上神谷は、公家領が充てられ、それまでの土佐家領と異質である。絵所領というより信長の家臣たる光元への給与地としての性格を見なければならぬ。光茂が光元戦死の後、所領を遺児へ相続させるべく奔走するのは、従来の絵所領とは異なる所領への考え方が生まれていることを示している。加えて上鳥羽からの給与が足利氏ではなく織田信長より交付されていることは大きな変化である。明らかに絵所の制度が解体していることがうかがえる。

15世紀は幕府の御用絵師が生まれる時代であり、その代表格が狩野正信にはじまる狩野家である。狩野家が時代の変化にうまく対応して勢力を拡大していったことは、ここに説明するまでもない。この時代になると、土地を介在させる俸禄により組織の一部として家業に従事するという絵所の在り方が成立しなくなり、絵画制作が介在する注文者と制作者の結びつきが、擬似的な主従関係を作り出すような、新たな絵師の在り方へと変容する様子をうかがわせている。土佐家は大芋荘に象徴される宮廷絵所に執着するあまり業態の変化に遅れをとり、中世の終焉とともに逼塞を余儀なくされるのである。

## 《注》

- (1) 小松茂美「絵師草紙考」(『日本絵巻大成 11』1977.10、中央公論社)。五味文彦『中世のこぼと絵 絵巻は訴える』1990.11、中央公論社。宮島新一『宮廷画壇史の研究』1996.2、至文堂、104-108頁。
- (2) 五味前掲注1書に、14世紀の画家藤原隆章にあてる説が説かれる。
- (3) 土佐行光の後は巨勢行忠、六角寂濟、春日行秀らが絵所預をつとめた。宮島新一は、絵所預の在任期間と天皇の在任期間に相関関係があると考えた。宮島前掲注1書、108-114頁。
- (4) 元久元年鎌倉幕府下文以下貞享二年常昭宛口宣案までの土佐家文書119通を10巻に収録。木村徳衛『土佐文書解説』(木村徳衛、1935.11)に公刊。
- (5) 木村前掲注4書。吉田友之『土佐光信』1981.11、集英社。宮島前掲注1書。
- (6) 延喜式名神大社。祭神は櫛石窓命・豊石窓命・大宮姫命。本殿後方の宮山に磐座がある。大同元年(806)には神封五戸があてられている。(『兵庫県の地名Ⅰ』1999.10、平凡社、544頁。『角川日本地名大辞典 28 兵庫県』1988.10、角川書店、531頁)
- (7) 細見末雄『丹波の荘園』(名著出版、1980.7)39-40頁。『講座日本荘園史 8』(吉川弘文館、2001.12)181-183頁。『兵庫県の地名Ⅰ』1999.10、平凡社、512-513頁。『角川日本地名大辞典 28 兵庫県』1988.10、角川書店、338頁。
- (8) 大芋文書(「大芋慶氏当知行分日録」「細川高国領地安堵状」:『兵庫県史 史料編 中世3』1988. 3、兵庫県、268-70頁)からは、15世紀末から16世紀にかけて、大芋氏が大芋荘内にかなりの知行を持ち、細川家から安堵を受けていることがうかがえる。
- (9) 谷信一「藤原行光考-土佐派研究の一節」『美術研究 87』1939.3。88頁。
- (10) この事件の詳細は不明だが、百姓が公事年貢を定められたとおり納める代わりに、16石を守護不入とする



ための経費として負担する取引と思われる。おそらく守護方の介入に対し領家たる土佐家に対し保護を求めたが、方策が見られない結果、名主百姓が実行行使に訴えたものであろう。結果として守護使不入を金銭により交渉し、その負担の一部を土佐家が行うことになった。名主百姓側からすれば負担の軽減であり、いつ年貢の未進が起きるかわからない状況では、土佐家に分の悪い交渉である。

- (11) 京都市立芸術大学「土佐派絵画資料」に大永5年5月20日を命日としている資料のほか確たる記録を欠く。
- (12) 豊島北条は鎌倉期から南北朝期に摂津国豊島郡内にあった地名。興国元年(1340)の後村上天皇綸旨(水無瀬神宮文書)に北条内仲村領家職が水無瀬御影堂に寄進されたことが見える。(『角川日本地名大辞典 27 大阪府』1983.10、角川書店、794-5 頁。
- (13) 細見末雄『丹波の荘園』1980.7、名著出版、53-54 頁。『兵庫県の地名 I』1999.10、平凡社、510 頁。『角川日本地名大辞典 28 兵庫県』1988.10、角川書店、689-690 頁。
- (14) 吉田前掲注 5 書、144 頁。
- (15) 『滋賀県の地名』1991.2、平凡社、293-295 頁。『角川日本地名大辞典 25 滋賀県』1979.4、角川書店、497 頁。
- (16) 細見末雄『丹波の荘園』1980.7、名著出版、189 頁。『京都府の地名』1981.3、平凡社、353-354 頁。『角川日本地名大辞典 26 京都府上巻』1982.7、角川書店、599-600 頁。
- (17) 『新修亀岡市史 資料編 第一巻』(亀岡市、2000.1) 772 頁。
- (18) 相澤正彦「粟田口絵師考」(『古美術 83・84』、1987.7・10、三彩社)
- (19) 『講座日本荘園史 8』2001.12、吉川弘文館、31-32 頁。『和歌山県の地名』1983.2、平凡社、404 頁。『角川日本地名大辞典 30 和歌山県』1985.7、角川書店、247-248 頁。
- (20) 吉田前掲注 5 書、103 頁。土佐光信《十王図》(京都浄福寺蔵)は後土御門天皇の命により延徳元年(1489)から制作されたもの。この制作に先んじて光信は土御門帝寿像や帝の母である嘉楽門院御影の制作をしている。
- (21) 『滋賀県の地名』1991.2、平凡社、357・360 頁。大光寺は行基を開基と伝える古刹で、近衛家墓の墓がある。
- (22) 吉田前掲注 5 書、144 頁。
- (23) 吉田前掲注 5 書、120 頁。
- (24) 『講座日本荘園史 6』1993.2、吉川弘文館、401-402 頁。『大阪府の地名』1986.2、平凡社、1330-1331 頁。『角川日本地名大辞典 27 大阪府』1983.10、角川書店、939-940 頁。
- (25) 『京都市の地名』1979.9.2。平凡社、1008-9 頁。『角川日本地名大辞典 26 京都府上巻』1982.7、角川書店、416 頁。
- (26) 宮島前掲注 1 書、347-355 頁。なお、宮島の翻刻では文書の順番が原本と異なるため、本稿には改めて原本に従い翻刻を付した。
- (27) 現在の亀岡市千歳町出雲大神宮周辺にあったと考えられる。本来は同社の社領と思われるが、荘園化していた。京都蓮華王院領とされているが、しばしば押領を受けたという(細見末雄『丹波の荘園』1980.7、名著出版、190 頁。『角川日本地名大辞典 26 京都府上巻』1982.7。角川書店、132 頁)。江島里はこの出雲社の南端にあたる集落となる。
- (28) 宮島前掲注 1 書、143 頁。
- (29) 永禄 12 年 10 月 22 日付「土佐光茂讓状案」(『京都御所東山御文庫所蔵地下文書』2009.7、八木書店、188-189 頁)。

[A]

注進 大芋社國衛不輸名々御年貢米事

合

一 國衛分

富吉名 拾肆石六升貳合内五斗一宮流鏑馬米

石次名 壹石六斗五升六合

光友名 四石貳斗四升參合五夕

久富名 四石九斗參升參合五夕

宗里名 立春御神事在京進米七斗五升七合五夕

安守名 參石壹斗七升四合

一

[以上第一紙]

二

末延名 壹斗八升參合

國弘名 壹石四斗八升參合五夕

是友名 四石七斗九升五夕

今友名 四石七斗七升參合

武久名 貳石八斗壹升貳合内

壹石小田中村より  
大宮ノ九月九日御神事米

光行名 參石七升參合五夕

福永名 壹斗參升六合

末光名 七斗五升九合

安里名 七斗九升九合

米光名 八斗七升五合

吉久名 四石八斗貳升

是久名 拾貳石五斗九升貳合五夕

得重名<sup>一色</sup> 四石參斗壹升五夕

永富名 六石七斗壹升七合五夕

延近名 參石壹斗五升

」

[以上第一紙]

三之内付左

一 不輸分

宗友名 四石四斗九升貳合五夕

重友名 壹石八斗九升四夕

恒光名 貳斗二合

吉遠名 四石參斗參合四夕  
恒宗名 貳石六斗壹升五合八夕  
貞宗名 壹石八斗九升四合貳夕  
為助名 壹石四斗參升壹合  
安元名 貳石參斗五升壹合  
宗光名 貳石參斗九升六合六夕  
國里名 壹石八斗貳升七合六夕  
延次名 六石貳斗  
有弘名 貳石壹斗四升  
高牛重高指出写之佐輔

應永十九年六月 日

正光名 久永名 五斗宛 此時折拾合  
万石米 白米  
七草のつと參定使之役

正月一日 大宮御供壺前、  
干鯛髹色々在之壺枚餅以下  
又同日御飯米壺斗干鯛壺枚

二月 彼岸前二千蕨壺連宛壺名ヨリ出之

.....  
[以上第三紙]

三

三月 草餅之折四合名別二出之  
又なま蕨壺名ヨリ四わつ、出之

四月 賀茂祭粽分ニ白米壺升つ、名別二出之

五月五日 粽貳連宛名別、但近年集之而よき粽四百結出之

六月 荒苧しめ繩壺尺貳寸しめらる、程しめて名別壺わ宛出之  
當庄洒さかな本所役

七月七日 さくへいの代八十五文壺名之役高牛方  
八月 彼岸前二千蕨壺連宛名別出之

九月九日 餅折貳合栗柿折貳合長形餅大なる折に入て  
又白米七合宛名別出之

十二月 正月のれう折四合千蕨四連名別出之

小糠米之事名々注之

延次名 壺斗捌升 為助名 九升  
恒宗名 壺斗五升 恒貞名 九升  
貞宗名 六升 吉遠名 壺斗四升

恒光名 五升 安元名 壺斗貳升  
 國里名 壺斗壺升 宗光名 壺斗  
 光友名 七升 久富名 壺升  
 今友名 八升 有弘名 七升  
 宗友名 七升 宗里名 五升

〔以上第四紙〕

五

重友名 參升 國弘名 貳升  
 是友名 五升 光行名 貳升  
 トツカキ名 二升 高半重吉指出写之

とへち 白米七升つ、名別

さいわう米壺斗貳升つ、又夏麦壺斗貳升宛名別

かりの米神人名ハ七合宛其余ハ壺升四合宛

千秋万歳の餅數貳十

栗代大豆參升つ、小しう神人名はかり

あめの代白米參升つ、名別 小しう名より

えんししゆかう壺貫文 下司方弁

□□□□代四百文 同下司方弁

同節季公事錢

名別ニ貳百五拾文宛

社 繩參は宛名別ニ出之

鳥菟注文事

カワキト 一 ヲシ鳥壺 ヤスモト ヲシ鳥一 ム子ミツ ウサキ一  
 ナカムラ 女鳥一 國サト ウサキ一 ヨシトヲ 女鳥一  
 欠一サタ ウサキ一 サタム子 ウサキ一 ツ子ム子 ヲシ鳥一  
 欠一フツキ ヲシ鳥一 イシ子 ヲシ鳥一 大フチ葦 ヲシ鳥一  
 クラサキ ウサキ一 ム子トモ ヲシ鳥一 ム子サト ヲシ鳥一  
 ミツ行 ヲシ鳥一

〔以上第五紙〕

六

番用途四季二捌百貳拾宛

高半重高指出写之  
 光信(花押)

[B]

[以上第六紙]

貳斗參升 為助名  
 壹石貳斗參升四合 光行名  
 四斗八升七合五夕 杵尾方宗里名  
 五斗一升五合 宗友名杵尾方  
 壹石參升 宗友名河本名  
 五斗 米光名南方  
 參石八斗七升六合 久富名今四ろ方  
 貳斗 恒光  
 四石七斗七合 延次  
 四斗三升八合 有弘しやう首座  
 壹斗八升三合 大慈寺  
 六斗 宗光 四分一伊豆守  
 貳石參斗三升四合 山村方今友  
 壹石七斗 清泰寺  
 壹石六斗四升三合 國里名  
 貳石 永富名 石田方拘

[以上第七紙]

參斗六升 山田分先行  
為助四名分 さい料  
 五斗壹升五合 宗友名福山方  
 拾八石 已上四拾六石六斗六升六合内 長塩方  
 御屋形様江参  
 五石 但此両年者地下  
國役二被遣候 瑞阿被取候分  
 職ち下用伊豆者仕候  
 參石六斗 巴上貳十六石六斗  
 殘<sub>る</sub> 貳拾石六升六合 御徳米  
 同春引替申分  
 貳石四斗五升五合 大永貳年ノ過上也  
 貳斗三升 卯月十九日御請取在之  
 壹石壹斗 閏三月六日御請取在之  
 壹石七升 六月二京進御請取  
 壹石七升五合 貳駄ノ賃

[以上第八紙]

貳斗五升 三月一日御請取在之  
 七斗四升 但大永貳年分 小山方下用  
 貳斗貳升 但大永貳年分 御中間与三良下用

貳斗貳升 春三月十八日より十九日まで  
壹斗貳升 七月下用  
壹斗 卯月十日より廿日まで

已上七石五斗八升  
参石七斗九升 同利平

合拾壹石参斗七升

一 同秋京進申分

六斗六升 七月十二日人夫貳人上

参斗五升 八月廿五日人夫壹人上

壹石貳斗 九月五日 御留守□  
御請取

壹斗五升 九月十五日

壹石貳斗 十一月七日

壹斗七升 十月十五日

壹斗七升 十一月廿七日壹人上

〔以上第九紙〕

壹石貳斗 大豆 十一月七日

武石貳斗 十二月十七日貳駄上

参石五斗 六駄賃五分一也

已上拾壹石八斗三升九合

合貳拾参石壹斗九升九合

夕過上参石壹斗三升九合内

壹石 吉久八分一御年貢此間瑞阿被取  
候押候て春二算用可申

六斗九升 代四百六十六文夫錢方米冬二算用申

合壹石六斗九升立用申候

残る 壹石四斗四升九合 定過上敷

右所皆済申如件

大永五年十月吉日 実氏（花押）

光茂 土佐大夫将監殿

御奉行

〔以上第一〇紙〕

〔C〕

納上とやま庄定光跡年之事

合 寛正三年十二月十三日

欠 一 七斗内 四斗三升三合七勺五才 円阿弥弁

欠 一 二石六斗内 一石一斗八升庄入 志三良弁

欠 一

半四斗三升三合七勺五才 左近太良

一石三斗内 四斗三升三合七勺五才 □□太良弁

欠 九斗五升 四斗三升七合三勺五才 馬太良弁

欠 五斗五升 二斗八升二合八勺 同人弁

欠 八斗内 四斗一升三合七勺五才 彦太良弁

欠 八斗 四斗三升七合七勺五才 繼太良弁

九升 四斗二升 三斗二升一合八勺中殿 しゃうれん弁

半 七斗内 四斗三升七合三勺五才 馬二良弁

半 五斗内 二斗八升二合庄入 又二良弁

畠 一斗五升 繼太良弁

畠 三斗□升 同 二良四良弁

〔以上第一一紙〕

畠 三斗三升 同 中二良弁

畠 二斗 同 神之弁

欠 二斗 二斗八升二合 同 刑部太良弁

欠 以上十石五斗二升口内

欠 石三斗九升五合三勺五才 請取十まいあり  
年反

欠 七升段錢七文半濟分

欠 斗□升 □打クラ付

欠 斗 やかへ

欠 斗二升 下用

欠 二升 下笠殿へ三分之

欠 斗四升十二月六日一駄雜用共 御子  
上、

欠 六升代官給有之

欠 料足二百文分金勝下やへノ□□

欠 六良太良夕上□ノ雜用一日

欠 五合上□□殿

〔以上第一二紙〕

〔D〕

公事四貫□□十三人の算用被認今尾下人に「欠

下候催促候□□分六貫文余申可候處ニ四貫五百九「欠

用にて□□□上之由難心得候是も一貫四百三「欠

欠 □□歟

〔以上第一三紙〕

〔E〕

畠中隠地□米分

一反 在所ツホイ 太「欠」 あたこてん

欠」 在所あらき 北方分 西禪寺

欠」 ひちわ 孫太良分 當知行

欠」 □なし 道ほう分 同

欠」 □ 同

欠」 □ 同

欠」 □ 同

四、 一反 在所はた イシリ兵衛五良分 同

四、 「 欠」 在所多しまりのさんまいのにし 同

四、 「 欠」 欠 急しまりさんまい南 「 欠」

□ □ 「 欠」 □ との、まへにしニする也 「 欠」

四、 一反 「 欠」 □ 欠 本帳 當知行 「 欠」

四、 冊代 「 欠」 □ のにし 同 指出あり

欠」 反 字 □ □ □ 算用

欠」 □ □ □ □ □ 西へ北にしより六反め

ひんかしより四反 「 欠」

〔以上第一四紙〕

隠地之内畠中不存申分

六斗代 一反 在所ふしやうれうの内 うへ方分

四斗代 一反 在所きんてん 上方分

欠」 代 在所 □ んみやうこけいの分ひやうへ五良分

欠」 細 東方分

一 反五代 在所すなこはら河ら尻のれうたう分

五、 一 反 在所中西之いぬ井すミ是ハ畠ニて候いまわ 「 欠」

二 反 在所 □ □ 寺の束但なり 五升宛 □ こくなし 「 欠」

□ □ □ □ 申なつ五升あき五升さこくをなす也

畠中當知行

在所大はやし

上方分

以上 本帳面下地不存候と申事

一 反 字大木本 畠中不存

四 一 反 □ □ □ □ 算用入申

六斗 一 反 「 欠」 □ □ □ □ 國分寺者不存候

四斗 「 欠」 字 □ □ □ □ 同

欠」 字辻 ウノモトトモ云 同



欠]代 字杉木のまへ

一反 [欠] 同

[以上第一五紙]

一反 [欠] □□ 同

四、一反 [欠] □□ 同

四、一反 字八まんの鳥居の本もとハかもんかさく不存候

四、一反 字ツホイ 八良四良分 不存候

欠] 字□□南 八良四良分 不存候

一反 字蔵垣内 同

一反 □□米四斗四升 極楽寺

欠] □□錢極楽寺へ申かけ候

廿代 合當寺分米一斗四升 エシマリ 辻方 [欠]

[以上第一六紙]

元禄十二年己卯十月十日加裏打也

[F]

注進大芋社國衙 [欠]

合

一 國衙分 京 [欠]

まの本方 宗里名 七斗五升七合五夕内 册代河成 分米二斗七升

くミ谷方 安守名 二石三斗四升五合

大蔵寺 未延名 一斗八升三合

社家 國弘名 五斗四合

是友名 三石二斗五合六夕内 反廿五代河成 分米五斗一升七合より引

今友名 三石六斗九升三合内 五斗九月九日一宮ノ御 [引] 反廿五代河成分米四斗八升三合

□□万 武久名 一石八斗一升三合

[以上第一七紙]

高半方 光行名 二石三斗七升二合五夕内 三反宛 □米一石三升五合

福長名 三分一 一斗三升六合

せいたいし 末光名 三分一 五斗一升六合

高半方 永富名 二石

安里名 六斗九合

米光名 八斗七升五合内 一反廿五代河成 分米五斗一升七合五夕

吉久名 四石八斗内 一反河成分米三斗四升五 分米六斗九升 [欠]

光友名 三石六升三合五夕内 二反河成 分米六斗九升

富吉名 十六石八斗

□や方

是久名 四石内

二斗引の内いれう二引

以上四十七石五斗七升二合

一 不輸分京進

宗友名 四石三斗八升内

一反河成分九斗一升四

重友名 一石八斗四合内

五斗神宮田いれう但光米名  
一反廿代河成  
分米六斗四升□合

〔以上第一八紙〕

□や方

吉遠名 二石九斗一升七合五夕

三反河成分米一石三斗八升

恒貞名 一石四斗五升八合二夕内

一反河成分米四斗六升二合

恒宗名 二石六斗一升五合八夕内

一反河成分米四斗六升二合  
一石ハミやうしん大社名田

為助名 一石四斗三升二合内

卅代河成分米二斗一升六合

恒光名 二斗

ミな河になり候けんさく分さたなし

安元名 二石三斗五升一合内

四十代河成分米三斗六升八合  
一石ハミやうしん御寄進□

宗光名 二石六升五合六夕内

一反河成分米四斗六升二合

國里名 一石八斗二升七合二夕内

廿代河成分米一升八升四

延次名 五石五斗三升内

一反廿五代河成分米  
六斗九升三合□□

有弘名 一石九斗四升内

一反荒□□□□  
分米四斗六升二合

宮林方

延近名 三石

貞宗名 一石八斗九升四合一夕内

卅代河成分山米  
二斗七升六合□

以上卅五石三斗七合一夕

〔以上第一九紙〕

一 國衙分 御地之事

三斗一升

光友名

一斗八合

光行名

五升二合

刑部開田

九升三合

今友名

一斗三升

友貞名

一斗

江六

一斗

吉久名

五升

福長名

一斗二升

是友名

二斗

宗里名

四升六合

た、らや

一斗

武久名

六升

永富名

一斗二升

末延名

六升

是久名

以上一石六斗四升九合内

一斗四升七分庭草御免  
麦はかり

一 不輸分

八升

恒光名

一斗二升

恒宗名

二斗七升六合内

宗友名

一斗

重友名

六升四合

安元名

一斗六升

貞宗名

四升八合

國里名

八升

延次名

八升二合

為助名

六升四合

宗光名

二斗二升六合 國時名

二斗 三升大杉若宮  
庭草御免

延近名

〔以上第二〇紙〕

以上一石七斗一合内

三斗七升 上分庭草免発はかり

惣都合麦三石三斗五升

一 一色名々田数御年貢之事

合

一 久富名 一町四反 分米伍石六斗内 山村方弁

七斗五升七合二夕

社殿御しゆり米

御神米 □ □ □

一 得重名 一町五代 分米六石四斗内 宮林方弁

三斗六升

社殿御しゆり米

以上十二石

右所注進申件如

嘉吉三年六月廿八日 高年 重吉(花押)

〔以上第二一紙〕

〔G〕

高氏注進

注進 大芋社國衙不輪「欠」御年貢米事

合

一 國衙分

富吉名

十四石六升二合内

五斗一宮流躰馬來下司分

石次名

一石六斗五升六合 下司分

光友名

大總寺方  
南方

四石二斗四升三合五夕内 一石大宮ノ御子免  
二斗八升ミソナリ

當名くしなし

久富名 四石九斗三升三合五夕

宗里名

立春御神事在  
京進來七斗五升七合五夕

河本方

安守名 三石一斗七升四合

くミ谷方

末延名 一斗八升三合

大總寺方

國弘名 一石四斗八升三合五夕 守方

是友名 せたいし此内四分 こまき方 一石二斗四升四季御案米

今友名 四石七斗九升五夕内 三斗四升五合御免 五斗一宮ノ

武久名 四石七斗七升三合内 九月御酒御寄進 たかうし方

光行名 二石八斗一升二合内 一石小田申村より 大宮ノ九月七日御神口

はし谷坊道 但近年 二石二斗七升沙汰

〔以上第二二紙〕

福永名 一斗三升六合

ひじ良

末光名 七斗五升九合

こまき方

安里名 七斗九升九合

たいのあん

米光名 八斗七升五合 南方  
吉久名 四石八斗二升 なんせんあん  
是久名 十二石五斗九升二合五夕  
得重名 四石三斗一升五夕  
永富名 六石七斗一升七合五夕  
延近名 三石一斗五升  
自名  
自名  
自名  
自名大藤

以上八十石二斗一升一合内

四石七斗二升 社頭御寄進

一 不輸分

宗友名 河梁方此間南方三分 四石四斗九升二合五夕  
重友名 一石八斗九升四夕 こまき名  
恒光名 二升八合 悉もん上九名 □  
吉遠名 四石□斗三合四夕 内 九名ちんちふ  
恒貞名 一石四斗五升八合二夕 内 むまのせう

〔以上第三三紙〕

恒宗名 二石六斗一升五合八夕 内 くない  
貞宗名 一石八斗九升四合二夕 内 むまのせう  
為助名 一石四斗三升一合 内 たゆふ  
安元名 二石三斗五升一合 内 多もん入道  
宗光名 二石三斗九升六合六夕 内 刑部  
國里名 □石八斗二升七合六夕 内 かもん  
延次名 六石二斗 六斗七升 寒林寺塔之御寄進  
有弘名 二石二斗四升 内 こうたう 南方

以上三十三石二斗八合七夕内

六斗七升寒林寺塔米御寄進

以上五石三斗九升佛神田二御寄進

定残米百八石六斗二合一夕

應永十九年 壬辰 六月 日 高牛 大社重高 (花押)

〔以上第二四紙〕

